

資料 1

次期埼玉県環境基本計画の策定について

1 趣旨

現行の第5次埼玉県環境基本計画の終期が令和8年度であることから、次期埼玉県環境基本計画を策定するもの。

2 計画の位置づけ

埼玉県環境基本条例

第10条第1項 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、埼玉県環境基本計画を策定するものとする。

第10条第3項 知事は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴いた上、**埼玉県環境審議会の意見を聴かなければならない。**

3 現状認識

本県は、「人口減少・超少子高齢社会の到来」「激甚化・頻発化する自然災害」という2つの歴史的課題を克服し、「あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指している。

このうち環境分野においては、国際的な共通課題となっている「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」への対応に重点を置きつつ、環境・社会・経済の調和した持続可能な社会づくりが求められているところである。

2050年の「カーボンニュートラル」「自然と共生する社会」の実現が世界の共通目標となる中、次期埼玉県環境基本計画期間中に迎える2030年は長期目標に向けた中間点であり、温室効果ガス削減目標、生物多様性の損失からの回復を達成できるかどうかの正念場となる。

こうした社会情勢や環境政策に対する要請を踏まえ、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための次期埼玉県環境基本計画の策定について、貴審議会に意見を求めるものである。

4. スケジュール（案）

R7. 11. 20	R7 第2回環境審議会	【諮問】
R8. 2	R7 第3回環境審議会	【審議】計画素案（全体像・施策体系）
R8. 6	R8 第1回環境審議会	【審議】計画素案（指標含めた全体）
R8. 8	R8 第2回環境審議会	【審議】計画素案
R8. 9	R8 第3回環境審議会	【審議】計画素案（審議会意見反映）
(R8.9)	(県民コメントの実施)	
R8. 11	R8 第4回環境審議会	【答申】計画案